

## 令和2年第1回定例会

# 歌志内市議会会議録

## 第1日目（令和2年3月10日）

---

（午前9時55分 開会）

### 開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから令和2年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に、4番下山則義さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

### 会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月18日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月18日までの9日間に決定いたしました。

### 諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案17件、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和元年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市政報告及び教育行政報告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告及び教育行政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

市政報告2件を申し上げます。

1件目、新型コロナウイルス感染症に伴う対応等についてでございます。

これまでの市の対応としては、道内の感染拡大に鑑み、令和2年2月26日に緊急課長会議を開催、新型コロナウイルス感染症に対する情報共有を行い、各所管における、今後、不測の事態が発生した場合、迅速かつ的確な対応を行えるよう、情報収集等に努めることを指示したところでございます。

翌日の2月27日、空知総合振興局管内において初の感染者が発生したことから、同日づけで、私を本部長とする歌志内市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、これまで課長会議を含め5回の会議を開催しております。

方針としては、市ホームページ及び広報、チラシ等における情報提供、原則不特定多数の来場、参加が認めるものや、重症化の恐れが高い高齢者等を対象とした集会や会議などについては中止または延期といたしました。

また、認定こども園につきましては、1号認定は2月27日から3月6日まで休園、2号、3号認定は休園せず受け入れたところであります。

現在、2号、3号の保育園児はほぼ全員が登園、1号認定の保護者からも登園希望が多かったことから、9日より通常運営としております。ただし、前夜の自宅検温、登園時の体調などを確認し、少しでも健康状態に不安がある場合は登園を御遠慮いただいております。

なお、園内での対応としては、小まめな消毒、手洗い、空気の入替えなど、できる限りの対応を行っているところであります。

今後におきましても、国、北海道などからの情報収集及び各所管の連携等により、感染防止に努めてまいります。

2点目でございます。防火対象物立ち入り検査時における水損事故についてでございます。水損事故について報告いたします。

発生日時は、令和2年2月24日、月曜日、10時50分で、発生場所は文珠第2いこいの里チロルでございます。

事故状況につきましては、防火対象物立ち入り検査のため、担当グループの消防職員2名が

同施設の消防設備である自動火災報知設備における火災試験をスプリンクラー設備の連動遮断スイッチを操作せずに実施したため、スプリンクラーが作動し、天井裏の配管から水があふれたことにより、天井の一部が崩落し、その水により、居住者の絨毯などに損害を与えた事故であります。

原因につきましては、配管の一部が凍り、損傷したことにより、スプリンクラー用の水が流れ出たものであります。

損傷した時期は、今回の点検前なのか、点検時なのかは不明であります。試験が適切な点検方法で実施されなかったことは事実であります。

なお、人的被害はございません。

今後の対応につきましては、現在、修繕や破損した部品などの損害額等について調査中であり、賠償につきましては、保険会社と協議中であります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいま市長から、新型コロナウイルス感染症に伴う対応等についてということで報告がございました。

そこで、このたび、テレビ等で私もとらえているのですが、国よりこのたびの損失補償等にかかわる話がありましたね、いろいろな企業等にかかわって。このことについて、各自治体に、これらのことについての体制等についても含めて、どのような情報が寄せられているか、このことについて市長からちょっとお聞きしておきたいと思えます。特にもしそういう内容等のあるものがあるとするならば、やはり市内の企業と、またかかわる関係者等も含めて、周知の方法だとか、それらも含めてちょっと御説明をしていただきたいと、このように感じております。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援等についての周知でございますが、国のほうから周知に対する依頼等もございますので、市のホームページのほうに、経済産業省または日本政策金融公庫等へのホームページにリンクしながら、各事業者の方々がそれらを見て対応できるような方法ということで、ホームページに掲載しているところでございます。また、産業課としましても、それらについて相談等がございましたら対応することとしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 課長、もう少し親切に説明あってもいいのではないかなと思うのです。ホームページに掲載すればいいというものではないと思うのですよ、この問題は。要するにホームページも索引できない住民、特に高齢者の方、たくさんいると思えます、当市の場合は。それらの対応も含めた中で、もう少し親切なやはり説明があつてしかるべきではないかと。今の説明ではどうも納得できないような私は説明に伺うのですが、やはりもう少し、体制等についても私は言っているはずですが。それらの報告、説明もありません。それらも含めて、どういふふうになっているのか、当市としての考え方を、こういうように国から指示があるから、このように当市は考えているのだとか、やはりそういうような話を聞きたくてお尋ねをしているわけですから、そこを踏まえてちゃんと説明していただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） コロナウイルスの関係につきましては、市民の皆さんに関しましては、道から流れてくるリアルタイムの情報を、私どももすぐ町内会等を通して、皆さんの手元に届くように手配をしているところでございます。なるべく時間のあかないように、町内会の手をわずらわせることになるかもしれませんが、即座にうちのほうから手元に届くように対応しているところでございます。

また、地元の商工業者の皆さんにつきましては、私ども個々に聞くというのはなかなか難しい問題もあるのかなと思っております。行政のほうで対応できるとしたら、保証融資の関係ですとか、それはいろいろありまして、それはそれぞれ所管のほうで対象のところに紹介しているところでございますが、先般、商工会議所の四役、会頭、副会頭、そして専務理事がまいりまして、そのときにも、会議所を通して、地元の会員の皆さんに御紹介いただいて、今、何が困難なのか、何に困っているのか、こういう情報をぜひ吸い上げて、私どものところへその情報をいただきたいと。そういう中で、私どもが何ができるか、こういうことをともに考えていかなければならないということ、会議所の幹部の皆さんと話し合ったところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、歌志内の中では、今のところ幸いにしてコロナにかかったという人は出ておりませんが、今後、いろいろな形で、多分、高齢者が多い中で、多分、心配事の一つに今なりつつあると思っております。やっぱり感染したかもしれないと思った人たちに対して、行政と病院と保健所と、ちゃんとした連携の確立というのですか、それが一番大事ではないかなと思うのですけれども、その辺は今後どういうふうにやっていくのか、ちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） なかなか北海道のほうも、御承知のように、今、混乱しているような状態でないかと思っております。私どもの手元に、保健所を通してですとか、振興局を通して情報が手元に来るのですが、そのスピードがちょっと遅いのです。例えばマスコミのほうに、いわゆる報道された後に入ってきたりしているものですから、逆に私どもがそれを見て照会をするような事例もあります。ということで、最近もそうですけれども、今朝も庁内で話をしていたのですが、保健所を通して受診をするというのが、法改正を行った上で、医師が直接検査を要請することができるというように変わるようなお話も伺っていたのですが、現実にはまだそうではないという、私ども、今朝、照会したところ、やはり従来と変わらない、そういう体制で今のところは検査機関にお願いをするということになっているような話ですとか、いろいろありまして、私どもも慎重に対応していかなければならないなという話をしております。

ただし、おっしゃるように、地元住民の皆さんがそういう疑いがあったときにどう対応するかということは、そういう疑いの方も、自分が疑いをお持ちの方も、実際、歌志内においてになりまして、これは地元の医療機関、あるいは市立病院と協力しまして、そういう感染者ではなかったという結果が出ておりますけれども、まず行政でも結構ですし、あるいは勤医協さん、あるいは市立病院、まずそこで御相談いただければ、すぐ対応できるような形にはなっているはずでございます。市立病院の場合は、院長を初め医師が直接お話を伺うという体制にもなっておりますので、何回か私どもも市民の皆さんの手元に、今回の内容についての対応ですとか情報をお渡ししているのですが、そういう中で、ぜひまずは御一報いただいて、御相談いただければ、通常の体制の中で十分対応ができるかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱりこの三つの機関がうまく連動しないと、早期発見、早期解決にならない、検査するという形にもならないので、何か聞くところによると、滝川の保健所の所長さんは岩見沢の保健所とも兼務しているという話も聞いていて、多分、保健所自体がいっぱいいっぱいになっている状況だと思います。そういった中でも、やっぱり道にいろいろ要請したりだとか、そういったことをして、どこの医療機関にすぐかかってくださいという手立てがとれるような手段をとっていかないと、住民の方々の不安というのはなくなるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御指摘のとおりでございます。市内でそういう状態になった例がございます。そのときに、今、医療機関、2カ所でございますが、2カ所で連携をとりながら、滝川の保健所、こういうところに照会をしながら御指導いただいて、その上で検査を行って、罹患をしていないという結果が出たということで、そのあたりの連携は、医療機関同士、あるいは患者と申し上げたらよろしいのでしょうか、そういう方々と保健所、北海道との連携は、今回は非常にとれていたと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） まず、コロナウイルス感染症に伴う対応ということで、対策本部、何回か会議されていると思うのですけれども、歌志内、薬局とかもないので、気軽にマスクを買える環境が整っていないのですよね。それで、こういった高齢者が多いまちなので、マスクは対策本部の中でどうにかしようかなと、お話とか検討とか、されたことはありますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 対策本部の中で、今、マスクのお話かございましたけれども、市内には福祉施設とかも多くありますので、マスクの備蓄、アルコール消毒液の備蓄などについても調査をさせていただきました。比較的歌志内の市民の方々は冷静に判断されているようでございまして、当課のほうにコロナウイルスに関する問い合わせとして、マスクの購入先がどこでしょうかというようなことは1件ございました。

また、会議の中では、先ほど申し上げたような形での備蓄状況についてもお話をしております。しかしながら、当市といたしましては、市としてマスクを大量に備蓄しておりませんので、浦臼町とかでは配布したという事例がございますが、残念ながら、備蓄があればそのような対応も可能かと思っておりますけれども、今のところは市としてマスクに対する対応はできないという状況でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 防火対象物立ち入り検査時における水損事故ということでございますが、検査時にはこういう段取りでやるというマニュアルがあると思うのですが、そのマニュアルのとおり検査したのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） マニュアルどおり検査したのかということでございますが、通常はそのマニュアルに従ってやるということでありまして。今回に関しては、手違いにより、そのマニュアルを少し抜かしたということで、こういう事案が発生したということでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 要は一つの操作を、手順を外したと。それは本当に初歩的なミスという事で、今後は十分それに気をつけて対応するという、検査するという事でしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 今回の事案につきましては、そのほかにもいろいろ調べなければならないことが多々あります。このことが全て原因でこのようになったのか、今、保険会社とも協議中ですので、詳細については、申しわけありませんが、今後、そのようなことがないように、しっかり職員を指導してまいりたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、教育行政について報告を求めます。

渡部教育長。

○議長（川野敏夫君） 渡部教育長。

○教育長（渡部一幸君） ー登壇ー

教育行政報告1件を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休校等についてでございます。

令和2年2月26日の行政常任委員会時におきまして、学校の臨時休校等の報告をいたしておりましたが、その後の対応について報告いたします。

令和2年2月28日に、北海道教育委員会教育長から、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業のさらなる要請があり、当初は市内小中学校の臨時休校を3月4日までとしておりましたが、要請どおり春休み前日である3月24日まで延長いたしました。

このことに伴い、教育委員会が所管する施設の休館も延長いたしました。休館延長の施設は、郷土館及び市民体育館を3月19日木曜日まで、東光児童館及び神威児童センターを4月6日月曜日までとしております。なお、神威児童センター内の学童保育室は、学校の休校中における対応として、3月4日から4月4日までの間、午前7時30分から午後6時まで開室しております。

小中学校の臨時休校中における分散登校につきましては、校長会、小中学校PTA役員合同会議、臨時教育委員会会議をそれぞれ開催し、市長と協議の結果、小中学校の学期末である3月24日を分散登校日として設定いたしました。

また、小中学校における卒業式については、参加者を卒業生、保護者、教職員までとし、式典の内容も一部割愛し、とり行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、教育長から学校関係の報告を受けたのですが、児童生徒の関係なのですが、家庭での臨時休校の間、行動のあり方だとか、いろいろな過ごし方等々あると思うのです。それらについて、教育委員会からどのような指示を出しておられるのか。

それと、休校中、やはり当市の教諭等は地方から通っている教諭が結構おられると思うのです。そういうことの中では、また今回のウイルスの関係で、今のところ発生の事案がありませんけれども、やはりその対応、対策、万が一の場合の、そういうとり方だとか、教諭との関係のそういう位置づけ、どのようにしてあるのか、その辺をもう少し詳しく報告していただき

たいと思いますので、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部教育長。

○教育長（渡部一幸君） まず、児童生徒の関係でございます。児童生徒の関係につきましては、まず、家庭での生活の仕方ですとか、勉強につきましては、各学校のほうからそれぞれ1週間ずつのプリントとか学習の課程、これを郵送で送っております。この辺につきましては、今後は電話等で、どこまで進んでいるのかとかいう部分の確認をそれぞれ、健康チェックも同じくやっていくというような状況でございます。

先生の部分につきましては、対応といたしまして、例えば小さいお子さんがいて、共働きで、普通の一般の方と同じですね。家から離れられない場合、これについては特別休暇の扱いということになってございます。また、普段の健康状態のチェックといたしまして、これも一般の方と同じです。風邪気味だと思った、そういう場合については勤務をしないで、家庭で様子を見ると。感染したなというふうにした場合には、関連の機関にすぐ相談してくると。なるべくちょっとでも自分で自信がない場合はそういうような対応をして、まず学校には出てこないというような形で指導をしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 児童館、児童センターの話なのですが、これは今まで使っていなかった子供たちに対しても、1日いっぱい家にいろというのは、なかなかちょっと子供たちには厳しいものがあるらしくて、行きたいと、そういうところに行って、みんなでちょっとお話ししたり勉強したりということ、要請があれば、今まで使っていなかった子供たちも受け入れる体制があるのか、それを聞きたい。

あと、そういったところに対しての、さっき本田議員が言っていましたけれども、マスクとか消毒の手当、そういうふうなものはどういうふうにするのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） まず、児童館の利用でございますけれども、やはり小学校、中学校、学校を休校するということで、集団をつくらないということでございますので、まず児童館に、この期間、子供を集めるという考えは持っておりません。

また、マスク等の関係なのですが、神威児童センターの中で学童保育室を開設しておりますので、そこでは利用する児童につきましてはマスクを可能な限りつけていただきたいということをお願いをしております。

また、入手が困難な場合ですと、今、私もつけておりますけれども、必ずしも市販のマスクでなくても、ハンカチなどを折り畳んでゴムひもなどで閉じたものでも十分手が口に行くのを防いだり、せきエチケットのようにくしゃみが飛散するぐらいは防ぐことができますので、そのようなことで対応をお願いしているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 主幹、学童保育をふだん使わない人も入れてもらえるのかという質問がありました。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 失礼しました。学童保育につきましては、ふだん、年間登録していない、使っていない子供につきましても、この期間、4月4日までにつきましては、申し込みをいただければ利用していただけるよう、これは全員の児童、1年生から6年生までの全員の家庭に書面でお知らせをしたところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 急に臨時休校という形になって、よく報道でもやっています、給食食材のロスなのですけれども、歌志内はそんなに人数もないので、その日に使わなければいけないものはそんなにないと思うのですけれども、若干のロスというのは出たのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 歌志内につきましては、幸いなのですが、ほとんどロスがなく、食材の部分が対応できたということでもありますので、これはあくまでも幸いということで、被害額はほとんどないということで御報告いたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

## 報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は報告済みといたします。

## 市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（川野敏夫君） 日程第6 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

令和2年度市政執行方針。

令和2年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様へ御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

私は、市民の皆様を初め、多くの方々からの御支援を賜り、市長に就任以来掲げております、人と人とのつながりを大切にする「市民と協働のまちづくり」を信条に、市民誰もが住んでよかったと実感できるまちづくりの実現に向け、市政を推進してまいりました。

今後も、この基本を忘れることなく、誠心誠意、市政運営に努めてまいります。

さて、我が国の景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、雇用・所得環境の改善等に



より、穏やかな回復が続くことが期待されております。

北海道においては、景気は緩やかに持ち直しているものの、一部に弱い動きも見られ、人口減少率は全国平均を上回るスピードで進行する中、時代の潮流をとらえながら、北海道の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2期北海道総合戦略を策定することとしております。

本市においては、昨年御議論いただいた「総合計画後期基本計画」、「第2期総合戦略」のスタートの年であることから、前期基本計画からの継続事業を含め、それぞれの目標達成に向け、施策を推進してまいります。

また、本市における財政構造につきましては、歳入の半分以上を地方交付税に依存しており、財政力指数は全国でも依然最低レベルにあるなど、臨時的な財政需要に対して十分な余裕はない、厳しい状況にあります。

そのため、市民にとって真に必要とするサービスの実現に向け、事業の「選択と集中」を徹底し、基本理念である「みんなで創る笑顔あふれるまち」の実現に向け「歌志内市総合計画」を着実に進めていく1年としてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和2年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は「市民と協働で創るまち」であります。

複雑かつ多様化する地域課題に対応していくためには、多くの市民と対話を進め、行政ニーズを的確に把握する必要があります。

また、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、市民みずからがまちづくりや地域課題に関心を持ち、取り組むことが不可欠であり、地域団体等が取り組む地域づくり活動に対して、必要な支援を継続し、行政と市民が「ともに考え、ともに行動する」協働のまちづくりを今後も推進してまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」を見やすく親しみやすい紙面にするために、5月号から全面カラー印刷にするとともに、広報モニターからの御意見を反映しながら、文字の種類や大きさ等を含め、紙面編集の工夫に努めてまいります。

また、市のホームページに子育て専用ページを設けるなど、全面リニューアルするとともに、市のフェイスブックや地域おこし協力隊のフェイスブックとの連携を図りながら、わかりやすくタイムリーな情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握や行政情報の共有等を目的とした町内会連合会との情報交換会、小中学生との語る会やふれあい市長室等を開催し、市民と直接対話する機会を設けてまいります。

非核平和活動につきましては、中学生を対象として地区連合が実施している原水爆禁止世界大会への参加費用を交付するほか、希望する市民も参加できるよう助成を実施し、市民の恒久平和に対する意識の高揚を図ってまいります。

多様化する行政課題に対応するため、職員の各種研修参加を推進し、職責に応じたスキルアップを図るとともに、自己啓発による資質の向上を目的とした先進地視察等の自主研修や、行政実務能力及び政策形成能力の習得を目的とした自治大学校派遣研修を継続して実施してまいります。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少の影響により非常に厳しい状況にあることを再認識した上で、限られた財源を効率的、効果的に活用し、中長期的に持続可能な財政構造を確立しながら、将来世代に過大な負担を残さぬよう財政の健全化に努めてまいります。

なお、老朽化した旧上歌浴場や旧教職員住宅など、将来的に活用が見込まれない建物を解体

除却し、地域の環境整備を図ります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合が創立50周年を迎えますが、引き続き構成圏域としての共通認識、相互補助及び創意工夫を図り、中空知定住自立圏形成協定に基づき、圏域市町が各種取り組みを連携して推進してまいります。

また、北海道空知地域創生協議会における空知全体の活性化や魅力発信のための広域的事業を推進することにより、住みよい地域づくりに努めてまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、適切に各種システムの機器更新及び維持管理を行うほか、職員に対するセキュリティ教育を実施いたします。

第2は「活力と魅力あふれるまち」であります。

北海道経済は、個人消費がおおむね堅調で、緩やかに回復しているものの、一方では、新型肺炎の拡大から、基幹産業である観光への影響が注視されています。

市内商工業者においては、人口減少に伴う高齢化や生産年齢人口の減少などにより、地域経済が停滞し、引き続き厳しい経営を余儀なくされております。

このような中、商工会議所が実施する商業振興と消費喚起を目的とする「プレミアム付商品券発行事業」への支援を継続するとともに、市民の皆様の買い物の利便性向上及び地域経済の活性化に向け取り組んでまいります。

また、企業誘致活動につきましては、新たな対象企業の発掘に努め、誘致実現に取り組んでまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続並びに安定操業に向け、関係機関と連携のもと、引き続き支援してまいります。

農業の振興につきましては、ワイン用ブドウ試験栽培事業が5年目を迎え、新たに2,800本を植栽するとともに、6年目以降の本格栽培と6次産業化に向け、関係機関との調整や各種条件整備等を進めてまいります。

なお、有害鳥獣対策につきましては、春秋のエゾシカ一斉駆除を初め、目撃がふえているヒグマ対策として、猟友会や警察との連携や、近隣市町との情報共有を図りながら取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、地域おこし協力隊員と連携し、市内の各種イベント情報や写真など、より身近な地域行事にも参加しながら、フェイスブックを活用し、情報発信に努めてまいります。

昨年休止したかもい岳スキー場及び温泉施設は、民間資本の活用による再開を目指し、民間事業者と必要な支援策等について検討を進めてまいります。

また、昨年度の駅附帯施設については、引き続き情報発信事業を実施しながら、有効活用を図ってまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、管内の人口減少により厳しい経営が続いておりますが、より一層のサービス向上や、新たな利用者開拓による増収を目指すことに期待するとともに、経営の安定化に向けた指導や、市民の健康増進施設として必要な施設改修等に係る支援を行ってまいります。

また、昨年初めて実施したヤマメ放流事業を上歌地区で引き続き行い、釣りを通したにぎわいづくりや、川の大切さをアピールする機会を設けてまいります。

次に、労働行政につきましては、医療や福祉、建設分野などで人手不足が続いており、商工会議所やハローワークなど、関係機関との情報共有や、広報等を利用した各種制度の情報提供

を進めるとともに、合同企業説明会などへの参加を促進しながら、雇用の確保に努めてまいります。

定住化対策につきましては、住宅建設等奨励金制度の継続、子育て支援や教育の充実など、各種制度を総合的にPRし、定住の促進を図ってまいります。

また、北海道や中空知広域市町村圏組合、北海道移住促進協議会等の関係機関と連携を図り、移住定住に関する地域情報の発信・提供を継続してまいります。

なお、交流人口をふやす取り組みとしましては、冬の風物詩である「なまはげ祭り」や「市民祭り」の開催など、積極的に活動されている諸団体への支援を継続し、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、「歌志内市地域福祉計画」に基づき、多様化・複雑化した福祉課題に着実に取り組むとともに、社会福祉協議会との連携を図り、地域活性化の拠点として効果的に機能するよう引き続き支援し、市民が安心して自立した生活を送ることができる福祉のまちづくりの実現を目指してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して生活が続けられることを主体とした、外出支援タクシー利用助成事業及び高齢者等生活支援を初めとする各種事業を継続してまいります。

また、生活支援体制整備事業における医療、予防、住まいなど、高齢者にとって必要な資源の開拓や基盤整備を進めるため、「地域ケア会議」の充実を図り、関係機関、地域が一体となった「地域包括ケアシステム」の構築を目指してまいります。

歌志内市デイサービスセンターは、浴室トイレの入口拡張及び職員用トイレを新設し、利用者の皆様が安全で快適なサービスが受けられるよう、環境整備をしてまいります。

なお、デイサービスセンターで行っていた「つどいの場事業」は、利用者の増加等に伴い、社会福祉協議会に場所を変更し、展開してまいります。

児童福祉の推進につきましては、認定こども園における質の高い教育・保育を確保するとともに、子供たちの体験学習や交流機会の充実を図ってまいります。

また、新たに策定した「第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から令和6年度）を基本とし、関係機関や教育委員会と連携し、各種施策を着実に実行してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、「歌志内市障がい福祉計画」に基づき、各種サービスの提供を推進するとともに、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていけるよう、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、「歌志内市健康増進計画」に基づき、これまで実施してきた予防対策事業及び健康づくり事業の継続と拡充を図ってまいります。

特に健康寿命の延伸を重要課題と捉え、生活習慣病の発症予防や重症化予防対策を推進するため、各種検診・受診費用の自己負担分を無料化するほか、対象者の拡大、検査項目の拡充など、市民の誰もがより長く健康で安心して暮らし続けることができる健康づくりを目指してまいります。

そのため、これまで別日程で実施していたがん検診・健康診査を同時受診できるよう、健康サービス事業体制の見直しを図ってまいります。

検診体制の変更に伴い、これまでの5大がん検診に前立腺がん検診を新たに項目として加えるほか、健康診査として実施している20、30代、肝炎・結核検診など、がん検診及び健康

診査の検診料を全て無料とし、市民の負担軽減を図ることにより、健康づくりへの無関心層の掘り起こしと、がん検診、健康診査及び健康づくり事業等への参加を促してまいります。

さらに、感染症対策事業としての任意インフルエンザ予防接種及び定期インフルエンザ予防接種につきましても、子育て世代の経済的負担の軽減と発症予防、重症化予防を図るため、対象者を18歳以下の子供及び妊婦、高齢者まで拡大し、接種費用を無料にいたします。

病院事業につきましては、昨年度に引き続き、病院運営の指針としております「歌志内市立病院経営健全化計画」を基本として、経営の健全化に一層努力をしております。

また、市内の基幹病院として市民の初期医療を担うため、診療体制につきましては、内科、小児科の2診療科、入院病棟は医療療養病床60床で運営するとともに、医療体制につきましては、診療に支障を来さぬよう、医師を初めとする医療従事者を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

なお、医療機器の整備につきましては、老朽化した心電計を更新してまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、平成30年度より北海道が実施主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に取り組んでおります。

引き続き、北海道が示す標準保険税率をもとに、適正な保険税を賦課、徴収し、北海道国民健康保険運営方針及び空知中部広域連合が策定する計画に基づき、医療費の適正化を図り、各種保健事業を推進することで、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営と国保財政の安定化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合が策定する計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるために、道路や河川及び治山施設の生活空間における日常的なパトロールを北海道とともに引き続き取り組みながら安全確保に努め、北海道が管理する治山施設、道路及び河川につきましても、必要に応じて維持管理等の要望を行ってまいります。

道路事業につきましては、市道維持補修のほか、道路に影響のある市有地内立木の高木伐採を行い、通行する市民の安全確保に努めてまいります。

また、消費電力の節減と老朽化対策として、引き続き防犯灯をLEDに更新してまいります。

橋梁維持につきましては、「歌志内市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の延命化を図るため、計画的に橋梁修繕事業を行い、安全性の確保に努めてまいります。

河川事業につきましては、近年の局地的豪雨被害等の対策として整備した発電機等の適切な運用を図るとともに、河川の浚渫など、浸水対策の強化に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、引き続き都市計画マスタープランの見直しを行い、まちのコンパクト化を図り、効率のよい、快適で利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

次に、市営住宅の整備等につきましては、既存住宅の長期的活用や、住環境の改善を図るため、東光三区地区改良住宅1棟20戸の屋上防水、外壁塗装を実施するとともに、引き続き同地区1棟16戸、文珠高台団地公営住宅2棟26戸の耐用年数を経過したボイラーの更新、管

理灯のLED化及び耐用年数を迎える火災報知器の更新を進めてまいります。

このほか、老朽住宅につきましては、中村中央地区改良住宅4棟18戸及び、歌神川向地区改良住宅1棟6戸の解体除却を行い、より一層、良好な住環境整備に努めてまいります。

また、「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」につきましては、計画の見直しを行い、それに基づいた市営住宅のコンパクト化を進めるとともに、子育て環境に配慮した市営住宅を計画してまいります。

上水道事業につきましては、3市1町で構成する中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、令和元年12月末現在で91.5%、2,091戸となっており、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、下水道不明水の増加に伴う対策強化として、各マンホール内の目視点検を実施するとともに、あわせてカメラ調査等の実施に向けたストックマネジメント計画を策定してまいります。

また、経営基盤の安定化を図るため、令和5年度に地方公営企業法の適用を行うことから、移行事務を進めてまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙、巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収団体の活動支援を目的に実施している資源回収奨励金の交付を継続し、資源物の回収を促進するなど、市民や地域、団体等と連携しながら、ごみの減量及び再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、広域連合等と連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設である東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

なお、本年4月から3年間を目途に、赤平市の一般廃棄物の上歌最終処分場での受け入れを開始しますが、同市との間でしっかりと情報共有を図りながら、処分場の適正な管理運営に努めてまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合と連携を図りながら、適正な共同し尿処理に努めてまいります。

消防行政の推進につきましては、昨年、2件の火災が発生しましたが、引き続き住宅及び防火対象物への被害軽減を図るため、査察及び広報活動を行い、市民一人一人の防火意識の向上に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、高齢化を背景とした業務の高度化に対応するため、特定行為等の救急救命士を主体とした研修を進めてまいります。

また、市民ニーズに沿った講習会を実施し、救命率の向上に努めてまいります。

防災対策につきましては、避難訓練の実施や土砂災害警戒区域等の防災情報の提供により、市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、自主防災活動の普及啓発に努めてまいります。

また、食料や飲料水を初めとする防災備蓄品について、計画的に整備・更新を行うほか、避難所の非常用発電機整備やハザードマップの更新などを実施いたします。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関との連携を密にし、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関

係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑、巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺等の消費者被害を未然防止するとともに、被害相談等の迅速な対応のため、滝川地方消費者センターなど、関係機関と連携を図りながら消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

少子高齢化を初め、とどまるところを知らない技術革新やグローバル化の進展などにより、社会構造の改革とともに、今後の社会に求められる資質や能力は変化し、それに伴う教育環境も大きく変わろうとしています。

このような中、教育は「人づくり」であり、「未来のまちづくり」でもあるという考え方に基づき、次世代の人材と地域の絆を育むことができる望ましい教育の姿を目指して、教育委員会と意思疎通を図りながら、その推進に努めてまいります。

学校教育につきましては、「歌志内市総合計画」の重点プロジェクトに掲げた「子どもを産み、育てやすい環境をつくる」を実現するため、令和3年4月に小学校と中学校を一つにした義務教育学校を開校する準備を進めてまいります。

さらに、子供の居場所づくりや子育て支援を充実する観点から、児童館と児童センター、学童保育室の一元化について検討してまいります。

社会教育につきましては、家庭や地域における教育力の向上及び各種体験活動の機会を提供するなど、子供の健全育成に関する事業を実施してまいります。

また、コミュニティセンターや郷土館などの社会教育施設が幅広く市民に利用されるよう、成人・高齢者の学習活動の充実に努め、文化・芸術・スポーツ活動の振興を図るために、関係団体等の活動を支援してまいります。

私から教育分野の概略について説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長から教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、令和2年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。

我が国の経済は、穏やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引き上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取り組みをさらに加速させるとしています。

このような中、市民の思いに応えるべく、まちづくりへの思いを共有し、人と人とのつながりを大切にする「市民との協働のまちづくり」を進めるため、「歌志内市総合計画」を着実にかつ効果的に推進していくことが歌志内にとって必要なことと考えております。

人口減少や少子高齢化、さまざまな難題により、大きな苦難も予想されますが、市民の皆様とともに、これらの試練を乗り越えるべく、全力を傾けてまいります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解とあたたかい御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和2年度の市政執行方針といたします。

○議長（川野敏夫君） ここで10分間休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、教育行政執行方針演説を行います。

渡部教育長。

○教育長（渡部一幸君） — 登壇 —

令和2年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。  
はじめに。

現在、我が国は、少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第4次産業革命の進展などの大きな変革を迎えています。

今後、人口減少のさらなる進行や、人生100年時代と言われる長寿命化が現実視され、新たな社会の姿として Society 5.0 が提唱されるなど、さらに大きな社会の変化が訪れようとしています。

このような社会背景の中、本市では、「総合計画後期基本計画」及び「第2期総合戦略」に掲げている「オンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にすまち」の実現に向けて各種事業を展開しております。

この実現は、新しい時代へ向かった地域づくりであり、教育の振興そのものであることから、教育行政におきましても、歌志内市教育大綱の基本目標である「豊かな心を育む教育と文化のまち」を目指し、全力を尽くしてまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「学校教育の充実」であります。

子供の教育は、次世代を担う人材一人一人の人格の完成を目指すものであり、この重要性は、どのような時代を迎えようとも変わることはありません。

小学校から中学校にかけての義務教育は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」を育むことを目指しています。

本市では、児童生徒数の減少に対応した学校規模を確保し、希望に満ちた学校づくりを実践するため、小学校と中学校の教育を9年間による一連の教育課程として実施する義務教育学校「歌志内学園」を令和3年4月に開校いたします。

開校前年に当たる本年度は、現歌志内中学校校舎の改修を実施するとともに、学校教育目標や経営方針、年間行事計画、児童生徒会及びPTA組織等の準備に、教職員やPTA、市民代表による開校準備委員会の力を結集するなど、万全を尽くしてまいります。

また、学校と保護者、地域が協働しながら子供の成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、開校後の早い段階にコミュニティスクール導入を目指し、学校運営協議会の設置や、そのあり方についても検討してまいります。

一方で、本年度は、「主体的・対話的で深い学びの実現」を掲げた小学校の新学習指導要領が全面実施されます。平成28年度より導入を進めてきた1年生からの英語教育による言語能力の向上や、ロボットを使ったプログラミング教育による情報活用能力の育成など、「生きる力」の理念をもとに、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」の視点を重視し、社会に開かれた学校運営を目指してまいります。

加えて、小学校は今年度も複式学級となる学年が見込まれますので、よりよい教育環境を確保するため、昨年度と同様に、市費による教員確保を継続し、学年単位での学級編成を維持してまいります。

学校は、子供たちの可能性を伸ばし、子供たちが最優先に尊重され、自分の存在を実感できる場所であり続けることが大切です。障がいのある子、障がいのない子がともに学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、一人一人のニーズに応じた指導や特別支援教育を初め、いじめ

防止、不登校児童生徒への支援、児童虐待の未然防止や早期発見などに努め、子供の人権・命の尊厳の視野に立ち、些細なことも決して見逃さず、家庭や関係機関と密接な連携を図って、迅速で適切な対応を心がけ、最善を尽くしてまいります。

さらに、昨年度から実施している実用英語技能検定に係る検定料の補助や、放課後及び長期休業を活用した自主的な学習機会の提供、外部講師による公的学習塾の開設など、学校での教育のほかにも、基礎学力の向上に努めてまいります。

学校給食につきましては、メニューの工夫、改善を図りながら、安心・安全な給食提供に努めるとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

第2は「幼児教育及び家庭教育、放課後児童対策の充実」であります。

就学前の幼児におきましては、家庭における教育が全ての教育の出発点とされています。家族のふれあいを通して、子供は基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的なマナーなどを学び始めます。

子供を育てている家庭に対して、必要な情報や学習機会の提供を行うとともに、市長部局と連携し、歌志内認定こども園「あおぞら」と充実した幼児教育及び保育が確保できるよう努めてまいります。

また、給食食材費、補助教材費及び高等学校等就学支援金などの助成、修学旅行費用の全額助成制度を継続するとともに、本年度は新たに児童生徒が加入する学校災害共済給付事業掛金の全額を公費負担し、各家庭の負担軽減に努め、児童生徒の家庭が安心して子育てに集中できる環境を整えてまいります。

さらに、子供の居場所づくりや子育て支援を充実する観点から、児童館と児童センター、学童保育室の一元化を検討してまいります。

第3は「社会教育の充実」であります。

子供が将来に対して夢や希望を持ち、限らない可能性に向かって健やかな成長を遂げるため、学校や家庭を離れた場面において、社会や多くの人々とかかわりながら経験を積み重ねることが必要です。

加えて、今後の複雑多様な社会を生きる上で、自立心や協調性、想像力、コミュニケーション能力などの育成も求められています。

郷土愛や郷土の誇りを子供の心に育むとともに、地域の中で、生きる力や豊かで強い心を培い、学校や家庭で学んだことを社会の中で生かすことができるよう、種々の体験活動や異年齢交流などの機会を設けてまいります。

また、子供たちが非行や犯罪に巻き込まれることなく、安心して過ごすことができるよう、地区補導員や関係機関と連携し、巡視や見守り活動を続けてまいります。

成人、高齢者への教育につきましては、誰もが人生どの時期においても必要なことをみずから学び、その成果を個人生活や社会に生かすことができる「生涯学習社会」実現への取り組みを推進してまいります。

コミュニティセンター「うたみん」においては、多くの市民が立場や年齢層に関係なく参加することができる地域交流事業を実施するなど、それぞれの知識や技能、経験を深める機会を提供し、地域における学習活動等の拠点として利用を促進してまいります。

図書館は、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるために、蔵書の更新や貸出業務、インターネットサービス、図書館事業の充実に努め、Wi-Fiが利用できる憩いの場であったり、子供の学習の場としてもより有効に活用されるよう努めてまいります。



郷土館「ゆめつむぎ」は、市民や市外から訪れる方々により多く利用されるよう、展示内容や行事の工夫、施設の有効活用に努め、郷土の歴史や文化を継承するとともに、「新歌志内市史」以降の歴史資料をまとめ、発行することを目指してまいります。

旧空知炭鉱倶楽部「こもればの杜記念館」は、引き続き施設維持に努め、貴重な歴史的資産として保存してまいります。

第4は「芸術・文化・スポーツの充実」であります。

本市の芸術・文化活動は、芥川賞作家の高橋揆一郎氏を初め、全道・全国に名を残す画家や書家を輩出し、これらの人々によって文化連盟が発足するなどの発展を経てまいりました。

現在においては、市内に国画会の会員がおられることや、若者の間に和太鼓の活動が継承される力がありますので、これらの方々やサークル等を支援するとともに、その力をお借りするなどの関係を保ちながら、芸術・文化の振興に努めてまいります。

社会体育施設におきましては、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを促進するとともに、老朽化が著しい市民体育館は、利用状況などを踏まえながら、施設の確保について検討いたします。

また、子供から高齢者までの幅広い世代が参加できるスポーツやレクリエーションの機会を提供するなど、体を動かすことによる健康の保持・増進に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行方針について申し述べました。

教育委員会といたしましては、自信を持ってみずからの未来をみずからの手で切り開く人材の育成に向け、「次世代の人を育むまちづくり」を目指し、また、教育を通じた「地域の絆を育むまちづくり」にも貢献するよう、関係機関及び諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め、市民の皆様への教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、11日から13日までの3日間を予定しております。

## 議 案 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第1号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第1号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴う地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、特別職非常勤職員として整理される学校医等について追加するとともに、市内の会議に参会した委員等に支給する費用弁償の額を現行の公共交通機関の料金を踏まえ改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

初めに、別表1に規定する費用弁償の額を一括して600円から800円に改めるものですが、これは主に市内会議を開催する際の会場となる市役所やコミュニティセンターに公共交通機関を利用して参加された場合の一番離れた場所からの往復料金を踏まえ、不足が生じないように、料金相当額として200円の引き上げをしようとするものでございます。

資料の3ページをお開き願います。

次に、新たな職種を別表に加える規定でございますが、これは地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員として整理される学校医、学校歯科医及び学校薬剤師のほか、これらに準じて配置している認定こども園の歯科医、薬剤師について追加するものでございます。

報酬額は、小中学校、認定こども園、それぞれこれまでの支払額を考慮し、医師及び歯科医師について、年額1施設当たり2万円に、児童生徒数に700円を乗じて得た額を加算した額とし、薬剤師は、年額1施設当たり4万円としております。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第2号歌志内市固定資産評価審査委員会条例及び歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第2号歌志内市固定資産評価審査委員会条例及び歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市固定資産評価審査委員会条例及び歌志内市手数料徴収条例の一部を改正する条例。改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをごらん願います。

第1条は、歌志内市固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。提案理由で御説明の通称デジタル手続法の施行に伴い、本条例第6条、書面審理の規定において引用している法律の題名や条項等が改められたことにより、条文を整備するものでございます。

第2条は、歌志内市手数料徴収条例の一部改正でございます。デジタル手続法の施行に伴う住民基本台帳法の改正により、住民票等の除票の交付が明文化されたほか、番号利用法の改正により、マイナンバーの通知カードが廃止されることなどから、別表1から6までについて所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

ただし書きについては、第2条のマイナンバー通知カードの廃止に係る改正規定は、デジタル手続法の附則において、公布の日から起算して1年以内で、政令で定める日から施行することとなっており、現在のところ未定でありますので、法律の施行の日にあわせ、施行することを規定しております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第3号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第3号歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、放課後児童支援員の資格認定に係る研修実施者について追加するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の8ページをごらん願います。

第10条第3項中、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。これは、放課後児童支援員の資格として、保育士の資格や教員免許状を有する者などであって、都道府県知事の行う研修を終了した者でなければなりませんでしたが、研修の実施者として、都道府県知事のほか、政令指定都市の長が行う研修も対象とされたことから、条文を整備するものでございます。

附則第2条中、「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、「平成32年3月31日までに」を削る。

附則第2条は、職員に関する経過措置の規定でございます。

第10条第3項に定める都道府県知事等が実施する研修は、本年3月31日までに修了することとしておりましたが、修了期限を当分の間に延長するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第4号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行により、債権に係る規定の見直しなどが行われることから、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例。

歌志内市営住宅管理条例(平成9年条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の9ページをごらん願います。

第5条は、公募の例外の規定でございます。特例として認められる事業について追加するほか、引用条文を整備するものでございます。

第6条は、入居者資格の規定でございます。国から示された条例案にならい、同居親族に関する要件を削るなど、条文を整備するものでございます。

第7条は、入居者資格の特例の規定でございます。第6条の改正により、災害に伴い建設された公営住宅の入居者に係る特例規定について整備するものでございます。

第10条は、入居者の選考の規定でございますが、規定中の用語、寡婦について、税法上の名称に改めるものでございます。

第16条は、収入の申告等の規定でございます。収入の申告等における入居者の収入の把握方法について、これまでの本人からの申告のほか、勤務先からの報告等による把握が可能となるよう、条文を整備するものでございます。

第19条は、敷金の規定でございます。民法の改正により、敷金を未履行の債務の返済に充てることができる規定が新設されることに伴い、これに関する規定を第2項として追加するとともに、関連する規定の整備、条項の繰り下げなど、所要の改正を行うものでございます。

第21条は、修繕費用の負担の規定でございます。入居者に費用の負担を求める場合の修繕内容について、具体的に別途定めることに伴い、条文を整備するものでございます。

第22条は、入居者の費用負担義務の規定でございますが、第21条の改正により条文を整備するものでございます。

第29条及び第31条の収入超過者に関する規定、第36条の収入状況の報告の請求等の規定につきましては、本条例第6条、第19条の改正による引用条項の整備など、所要の改正を行うものでございます。

第42条は、市公営住宅の明け渡し請求の規定でございます。不正行為による入居者に対し、明け渡し請求する際、算定に用いる利率を法定利率に改めるなど、条文を整備するものでございます。

第44条及び第46条は、改良住宅に関する入居者資格等の規定、第59条は、中堅所得者

等に公営住宅を供給する場合の入居者資格の規定でございますが、いずれも公営住宅の入居者資格の内容と同様の取り扱いとなるよう、規定を整備するものでございます。

附則第8項は、当分の間、同居親族がない場合においても入居要件を満たすこととするみなし規定でございますが、本則において、同居親族要件を削ることに伴い、附則第8項を削除とするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、第1項は施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、歌志内市高齢者専用住宅管理条例の一部改正でございます。高齢者専用住宅に係る修繕費用の負担及び入居者の費用負担の規定について、市営住宅管理条例の規定を準用する規定に改めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ちょっと聞いておきたいのですけれども、今回のこの条例に移行するに当たって、4月1日から施行したいということなのですけれども、それまでに入っている方々に対して、この条例をいつの段階で引き継いでいくのか、それをちょっと聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） このたびの条例改定においては、民法改正に伴う4月1日からということで、あくまでも新規に4月1日以降、入居される方々をメインとして行っておりまして、従前入っている方々においては、連帯保証人の限度額の設定だけが、連帯保証人の改定があった、変更があった場合のときだけ対象となるということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうしたら、連帯保証人の方々の分は4月1日から随時更新していくということを聞いておいていいのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） あくまでも連帯保証人が変更した場合でございますが、従前同様、変わらなければ、そのまま継続で限度額がない形での引き継ぎになっていくということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 保証人の形はいろいろな形で、いろいろ今、道のほうでも話が進んでいるのですけれども、市内の方々が、多分、保証人になっている方々が多くて、その中の人たちの負担をやっぱり減らすということを考えると、どこかの段階で切りかえて行っていくという必要が多分あるのではないかなと思うのですよね。その辺、年1回、収入の申告というのをしてもらっていて、金額を多分決めていると思うのですけれども、そのときに、保証人の方々が変わっていないかという調査も多分していると思うのですけれども、そのときに、やっぱり一緒に申告があるないにかかわらず、新しい制度がこういうふうに行っていくのであれば、そのときにでも一緒に切りかえて行っていくということが望ましいのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） まさに御質問にあったとおり、8月の収入申告時期のときでござい

ますけれども、パンフレット、しおりを年に1回配布したほうがいいというお声もいただいたことから、皆さん、どうしてもなくなって紛失している、何十年も入っている方々がいらっしやるということなので、そのしおりを配布するときに、一緒に限度額の設定も含めた条文の改定も書いてお知らせしていきたいかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第5号歌志内市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について引用している条項に移動があるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の16ページをごらん願います。

第4条中、「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改める。

第4条は、議会の同意を要する賠償責任の免除の規定でございます。地方自治法の一部改正により、新たな規定が追加されることに伴い、引用条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第6号歌志内市保健休養施設条例及び歌志内市スキー場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市保健休養施設条例及び歌志内市スキー場条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本市が設置した保健休養施設及びスキー場について、公の施設としての用途を廃止するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市保健休養施設条例及び歌志内市スキー場条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は廃止する。

第1号歌志内市保健休養施設条例（平成19年条例第4号）。

第2号歌志内市スキー場条例（平成19年条例第19号）。

保健休養施設であるかもい岳温泉は昭和48年に、かもい岳スキーは昭和47年にそれぞれ開設し、平成19年からは指定管理者により管理運営が行われておりましたが、指定管理者の破産申し立てにより、昨年3月より両施設とも休止しているところでございます。

現在、かもい岳温泉及びかもい岳スキー場のリフト、ゲレンデ等の各施設については、民間事業者へ建物の譲渡や土地の売却、貸し付け等を予定しておりますが、両施設は行政財産に位置づけられており、地方自治法において、行政財産は原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、もしくは信託し、またはこれに私権を設定することができないとされております。このことから、両施設に係る財産区分を行政財産から普通財産に変更した上で、譲渡等を行う必要があることから、公の施設としての用途を廃止するため、両条例を廃止しようとするものであります。

附則、第1項は施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、歌志内市特別会計条例の一部改正でございますが、定例会資料の17ページもあわせてごらん願います。



本条例の施行に伴い、第1号に規定の市営神威岳観光特別会計を削り、後段の号数を順次繰り上げる改正を行うものでございます。

第3項は、歌志内市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置の規定でございます。

廃止となる市営神威岳観光特別会計に係る令和元年度の会計処理については、従前の例により処理することを定めるものでございます。

第4項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部改正でございます。

本条例の施行に伴い、第2条に規定する重要な公の施設から第9号のスキー場及び第10号の保健休養施設を削り、後段の号数を順次繰り上げる改正を行うものでございます。

第5項は、歌志内市都市公園条例の一部改正でございます。

第14条のスキー場の設置及び管理の特例の規定について、見出しを改めるほか、スキー場の管理については、スキー場条例で定めるとする規定を削るなど、所要の改正を行うものでございます。

第6項は、歌志内市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

これは昨年12月に条例制定の際、附則第4項において、歌志内市特別会計条例第3号に規定の市営公共下水道特別会計を削ることとしておりましたが、本条例附則第2項の改正による号数の繰り上げに伴い、条文を整備するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かちょっと聞いておきたいと思います。

今回のやつは、民間資本のほうに運営を変えたいということで、普通財産にしますよということで、今回の条例を廃止するということなのですけれども、民間資本に入っていただくために、市民の方々に、これまでの流れだとか、そういった契約の仕方、そういった細かいことも住民の方々に知ってもらうということも大切なのではないかなと思うのですけれども、そういったことはどういうふう考えているのか、聞いておきたいと思います。

あと、市民の方々から、今回の件に関して、何か説明会など、そういったことも必要なのではないかという声も聞くのですけれども、そういったのはどういうふう考えているか、聞いておきたいと思います。

あと、今までやっぱり市の財産として持ってきたスキー場なのですけれども、これ、ほぼ大きな形で民間のほうに、今回の議案が通ればそういうことになると思うのですけれども、どこまでその人たちが本当に歌志内のためにやってもらえるのか、心配するという声もあるのですけれども、そういった市民の人たちの心配事をできるだけ払拭するというのも大事なのではないかなと思うのですけれども、その辺はどういうふう考えているか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず一つ目の、お知らせというか市民への周知という部分でございますが、これまで市民の皆様には、まず、かもい岳スキー場とかもい岳温泉につきましては、本市にとって貴重な観光資源ということで認識しております。また、観光振興による地域経済の貢献、また、雇用の場の創出ということで、このたび、民間資本の活用による施設の再開ということを目的に、企業誘致に取り組んできたものでございます。本市にとりまして、か

もい岳スキー場及び温泉の再開というのは、市民の皆様にとっても、私どものほうには非常に期待のかかっているということでお声をいただいているものでございます。そのため、このたび、市民の皆様の期待に応えたいということで、企業誘致を進めてまいったところでございます。また、先般、議員の皆様に対しましても、各種事業者の方々の説明会を開くなど、今後の開発についても御説明したところでございます。

それと、今後の安定運営ということでございますが、同社のほうに対しましては、今後5カ年の運営事業の計画を確認した中で、最初の3カ年につきましては、維持修繕費または改修費用などを集中的に投下しながら、5年目に黒字化を目指すという計画になっております。

ただし、昨今のスキー場経営につきましては、非常に苦しいものがあるとは認識しております。また、インバウンド観光による増はあるものの、人口減少、またはスキー人口の減少など、大変厳しいものはあるというふうに認識しておりますが、そのような中、このたびの事業者、譲渡先の相手先におきましては、本市に来ていただけるということで、大変ありがたいというふうにとらえております。

今後におきましても、少しでも安定経営に寄与するよう、初期投資においても少しでも抑えられるように、建物等について譲渡ということで条件をつけております。同社におきましては、冬だけではなく、夏期間においても通年の利用促進を図っていただけるということをおつておりますので、安定経営に対して非常に期待しているところでございます。

住民の皆様への御説明ということでございますが、今後において、町内会連合会等の報告会等がございましたら、その際におきましても、これまでの経過等につきましては丁寧な御説明をしていこうかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、議長を除く7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、付託の上、会期中の審査に付することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く7名の議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を条例・予算等審査特別委員に選任することに決定をいたしました。

ここで、午後1時5分まで休憩をいたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

## 議 案 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第7号財産の処分についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第7号財産の処分について御提案申し上げます。

下記により建物及び構築物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、譲渡する建物及び構築物、別紙のとおり。

2、譲渡の相手方、札幌市東区北22条東2丁目1番地20、M・かもい岳株式会社、代表取締役、村中徳広。

3、譲渡予定日、令和2年4月1日。

提案理由は、保健休養施設並びにスキー場の建物及び構築物を無償譲渡するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページにまいります。

譲渡予定の建物及び構築物の内訳でございます。

建物につきましては、かもい岳温泉以下16件、構築物は第1ペアリフト以下5件となっております。

歌志内市スキー場は、昭和47年にスキーリフトやロッジが設置され、これまで市民を初め多くのスキーヤーに親しまれてまいりました。

また、本市の観光振興の大きな柱となるべく、スキーリフトの増設や新ロッジ並びに保健休養施設の建設、さらには西側ゲレンデの開発などの設備投資を行いながら、空知管内でも有数のスキー場として発展してまいりました。

しかし、平成19年度から指定管理者制度により運営してきた指定管理者が、平成31年2月末に破綻したことに伴い、休止することとし、以降は、本市にとって貴重な観光資源であるとともに、観光振興による地域経済への貢献、雇用の場の創出のため、民間資本を活用した施設として再開できるよう、企業誘致に取り組んできたところであります。

このような状況の中、このたびの相手方であるM・かもい岳株式会社から保健休養施設、スキー場の運営を行うべく、企画提案書が提出されました。

本譲渡施設等は、老朽化に伴い、今後、大規模な内部改修工事を初め修繕工事等が見込まれております。これらの経過を含め、庁内において検討した結果、同社へ施設等を無償譲渡することは、後年次以降の財政的な負担軽減、さらには同社の自主性並びに利用者へのサービスの向上に寄与するものと考え、同社に対し、保健休養施設並びにスキー場関連施設を無償譲渡しようとするものであります。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 議案第7号の財産の処分ですけれども、無償譲渡することには賛成する立場で考えておりますが、別紙建物の譲渡番号1より16のまで記述されております。また、それぞれの現在の固定資産の簿価価格をお尋ねしたいのですが、16種類にわたっておりますので、あえて無償譲渡します1より16の建物全部の残存の固定資産の合計価格は幾らなのか、まず伺いたいと思います。

2件目は、この建物番号の1より4までについて、個々の価格を示していただきたい、このように思います。

2件についてお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 建物の簿価ということで、統一的な基準によります固定資産台帳上の簿価ということでお答え申し上げます。16建物の合計につきましては、約7億3,060万円でございます。個別の1番目のかもい岳温泉につきましては約4億8,700万円、2番目のかもい岳温泉の別館につきましては、これは備忘価額の1円でございます。3番目のセンターハウス、こちらにつきましては約1億1,800万円。4番目の西ロジアイガーにつきましては約1億1,000万円でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

#### 議案第8号から議案第12号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第8号より日程第18 議案第12号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第8号から議案第11号の補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第12号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第8号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,083万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,478万9,000円とする。

2項は省略いたします。

(繰越明許費) 第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費、10款教育費3項中学校費事業名、通信ネットワーク環境施設整備事業、金額、1,499万5,000円。これは、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金と地方債により、中学校内の高速かつ大容量の通信ネットワーク及びICT環境を整備する事業ですが、年度内の完了が見込めないことから、令和元年度の繰り越し事業として繰越明許するものであります。

第3表 地方債補正、追加。起債の目的、義務教育整備事業、限度額2,640万円。これは、義務教育学校を整備する財源として地方債を借り入れするものであります。

同じく中学校通信ネットワーク環境施設整備事業、限度額740万円、これは繰越明許費で御説明いたしました通信ネットワーク環境施設整備事業を行う財源として地方債を借り入れするものであります。

なお、起債の方法は、ともに普通貸借または証券発行、利率はともに3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、ともに政府資金の貸付条件または借入先と協議して決定する。

次に、変更。起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、補正前限度額4,860万円に2,770万円を増額し、補正後限度額を7,630万円に変更するものであります。本事業は、市町村の過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎対策事業債であり、高齢者等生活支援事業として2,950万円を過疎地域自立促進特別事業基金へ積み立て、観光施設活性化推進事業の対象経費の増により、同意予定額を180万円増額し、市有財産解体除去事業の対象経費の減及び入札減により、同意予定額を360万円減額するものであります。

同じく非常用発電機整備事業、補正前限度額1,260万円に180万円を増額し、補正後限度額を1,440万円に変更するものですが、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく高速メタン発酵処理施設長寿命化事業、補正前限度額3,280万円から140万円を減額し、補正後限度額を3,140万円に変更するものですが、減額の理由は、対象経費の減に伴う同意予定額の減であります。

同じく臨時財政対策債、補正前限度額7,000万円から1,496万円を減額し、補正後限度額を5,504万円に変更するものですが、減額の理由は、普通交付税の算定に伴う同意予定額の減であります。

次に、議案第9号にまいります。

議案第9号令和元年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

なお、今年度の歌志内市営公共下水道特別会計予算全体における元号の表示については令和に統一する。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ482万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,517万8,000円とする。

2項は省略いたします。

(地方債の補正) 第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表 地方債補正、変更。起債の目的、流域下水道事業、補正前限度額310万円から30万円を減額し、補正後限度額を280万円に変更するものですが、減額の理由は、対象額の確定による同意予定額の減であります。

次に、議案第10号にまいります。

議案第10号令和元年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,047万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,404万6,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第11号にまいります。

議案第11号令和元年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

なお、今年度の歌志内市後期高齢者医療特別会計予算全体における元号の表示については「令和」に統一する。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,571万円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第8号から議案第11号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げました。

事項別明細書につきましては企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 松井企画財政課長。

○企画財政課長(松井敬道君) それでは、議案第8号から議案第11号までの補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、各会計とも年度末における決算見込みに伴う増減調整が大半となっております。このため、予算の執行減などにつきましては簡略した説明になりますことに御理解を賜りますようお願いいたします。

また、各所管に対し、より一層の経費節減に努め、繰越財源の確保を図るよう求めております。決算ではある程度の不用額が生じることが予想されますが、御理解をお願いいたします。

それでは、議案第8号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、19ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費72万9,000円の減額補正は、経費の確定による議会運営経費

の減額であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1億2,743万3,000円の増額補正は、庶務一般経費、ふるさと応援寄附一般経費及び庁舎改修経費について、入札減及び経費の決算見込みにより増減補正するとともに、財政一般経費は、決算見込みを勘案した減災基金への積立金1億円などの増額と、過疎地域自立促進特別事業は、地方債で説明いたしました基金への積立金2,950万円の増額であります。

2目企画費153万3,000円の減額補正から、21ページにまいりまして、6目財産管理費25万3,000円までの減額補正につきましては、行政協力費など、経費の確定や入札減、決算見込みによる地域づくり活動支援事業以下7事業費の減額で、12目定住促進事業費は財源区分の変更であります。

23ページをお開き願います。

13目諸費1,197万2,000円の増額補正は、平成30年度生活保護費、国庫負担金等の精算に伴う国・道支出金返還金の増額であります。

3款1項1目とも戸籍住民基本台帳費30万2,000円の増額補正から、5項1目とも統計調査費46万3,000円の減額補正までは、統計調査経費等の確定及び決算見込みによる個人番号カード等交付事業以下4事業費の増減補正であります。

25ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1,796万3,000円の減額から、27ページにまいりまして、5目医療福祉費1,571万9,000円までの減額補正は、プレミアム付商品券交付金の減など、経費の確定及び決算見込みにより、プレミアム付商品券発行事業(福祉)以下11事業費の減額であります。

29ページをお開き願います。

2項老人福祉費、1目老人福祉事業費422万4,000円の減額補正から、3目介護保険費566万4,000円までの減額補正は、福祉施設の入所者の減による扶助費の減など、経費の確定及び決算見込みによる高齢者等生活支援事業以下8事業費の減額であります。

31ページをお開き願います。

3項1目とも生活保護費は、財源区分の変更で、5項児童福祉費2目児童福祉事業費397万7,000円の減額補正から、4目認定こども園費376万7,000円までの減額補正は、児童手当の対象者の減など、経費の確定及び決算見込みによる児童手当以下3事業費の減額であります。

33ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費22万円の減額補正から、35ページにまいりまして、2項清掃費2目ごみ処理費132万5,000円までの減額補正は、検診者の減による健康診断等委託料の減など、経費の確定及び決算見込みによる保健衛生一般経費以下9事業費の減額であります。

3款1目とも病院費1,022万円の増額補正は、地方交付税の病床割単価の改正等に伴う病院事業会計繰出金の増で、6款農林費1項1目とも農畜費336万4,000円の減額補正から、2項林業費3目治山事業費30万円の減額補正は、有害鳥獣の駆除頭数の減による運搬委託料の減など、経費の確定及び決算見込みによる有害鳥獣対策経費以下3事業費の減額であります。

37ページをお開き願います。

7款1項とも商工費1目商工業振興60万円の減額補正は、プレミアム商品券発行事業の経

費確定に伴う減額で、5目観光費23万6,000円の増額補正は、入湯税と連動するチロルの湯に対する施設整備補助金であります。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費31万7,000円の減額から、39ページにまいりまして、5項住宅費1目住宅管理費491万7,000円までの減額補正は、各種工事や委託業務の入札減、経費の確定及び決算見込みによる土木総務一般経費以下11事業費の減額であります。

41ページをお開き願います。

9款1項とも消防費1目常備消防費90万9,000円の減額補正から、3項消防施設費83万7,000円までの減額補正は、備品や委託業務の入札減及び決算見込みによる常備消防一般経費以下3事業費の減額であります。

43ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費22万7,000円の減額補正から、2項小学校費2目教育振興費34万8,000円までの減額補正は、各種補助金、扶助費等の決算見込みによる教育委員会一般経費以下5事業費の減額であります。

3項中学校費1目学校管理費1,476万4,000円の増額補正は、設計委託料の入札減による中学校改修事業23万1,000円の減額と、繰越明許費で説明いたしました通信ネットワーク環境施設整備事業1,499万5,000円の増額であります。

45ページをお開き願います。

2目教育振興費24万3,000円の減額補正から、4項社会教育費5目郷土館費までの減額補正は、工事の入札減及び各経費の決算見込みによる中学校教育振興一般経費以下4事業費の減額であります。

5項保健体育費1目保健総務費110万4,000円の減額補正は、就学援助費などの決算見込みによる保健総務一般経費の減額で、4目学校給食費117万5,000円の減額補正は、給食賄材料費などの決算見込みによる学校給食一般経費160万9,000円の減額と、給食センターの調理室の床塗装を行う給食センター改修事業43万4,000円の増額であります。

47ページをお開き願います。

12款1項とも公債費1目元金4万4,000円と、2目利子36万7,000円の減額補正は、平成30年度債の利率確定に伴う市債償還元金及び市債償還利子の減額であります。

14款1項とも職員費1目職員給与費2,315万円の減額補正は、給料、共済費等の決算見込みによる職員給与費の減額で、49ページにまいりまして、15款1項1目とも予備費8,692万9,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、51ページから62ページにつきましては、給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、補正予算、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

なお、歳入の説明に当たりまして、歳出の事業費の増減と連動する部分につきましては、補正理由が重複するため、一部簡潔な説明といたしますので、御了承願います。

1款市税1項市民税2目法人390万円の増額補正及び2項1目とも固定資産税550万円の増額補正は、ともに大口納税企業の申告額の増による法人税割及び償却資産の増で、3項1目とも軽自動車税60万円の減額補正は、車両台数の減による減額であります。

2款地方譲与税2項1目とも自動車重量譲与税110万円の増額補正から9款地方特例交付



金2項1目とも子ども・子育て支援臨時交付金161万円までの増額補正は、ともに交付見込額の増によるものであります。

10款1項1目とも地方交付税8,312万円の増額補正は、普通交付税の確定に伴う増額で、12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金236万1,000円の減額補正は、食の自立支援事業利用者負担金の精算方法の変更及び老人福祉施設入所者の退所等による負担金の減額であります。

13款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料240万6,000円の減額補正及び、9ページにまいりまして、2項手数料2目衛生手数料80万円の減額補正は、ともに決算見込みによる住宅使用料及びごみ処理手数料の減額であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金526万3,000円の減額補正から、2項国庫補助金、11ページにまいりまして、6目消防費補助金32万4,000円の増額補正までは、歳出の補正に連動または事業費の確定に伴うものであります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金164万9,000円の減額補正から、13ページにまいりまして、3項道委託金1目総務費委託金109万7,000円までの減額補正は、歳出の補正に連動または事業費及び補助金の確定によるものであります。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金18万9,000円の増額補正は、基金の運用収入で、2項財産売払収入1目不動産売払収入190万8,000円の増額補正は、分収造林地内の立木売却に伴う分収額であります。

2目物品売払収入27万4,000円の増額補正は、中型バスの売払収入で、17款1項とも寄附金2目ふるさと応援寄附金70万円の増額補正は、決算見込みによるふるさと応援寄附金の増であります。

18款1項とも繰入金1目財産調整基金繰入金7,000万円の減額補正は、決算見込みを勘案して繰り入れを取りやめるもので、2目歌志内ふるさと応援基金繰入金48万2,000円の増額補正は、平成30年度のふるさと応援基金の実収入額に連動するものであります。

15ページをお開き願います。

3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金41万2,000円の増額補正は、子ども医療費助成以下6事業費の増減によるもので、5目公共施設等整備基金繰入金5,000万円の減額補正は、決算見込みを勘案し、繰り入れを取りやめるものであります。

19款1項1目とも繰越金1億2,604万1,000の増額補正は、平成30年度繰越金の残額を増額補正するものであります。

20款諸収入2項1目とも市預金利子9万9,000円の減額補正から、4項8目とも雑入1,312万円までの減額補正は、各種助成金等の収入額の確定及び決算見込みにより増減補正するものであります。

21款1項とも市債につきましては、第3表地方債補正のところで御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に、市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、下水道の7ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費240万3,000円の減額補正は、決算見込みによる負担金及び公課費の減による下水道一般経費の減額などで、2目公共下水道事業費241万9,000円の減額補正は、備品の入札減などによる公共下水道事業費の減額であります。

2款1項とも公債費1目元金は、財源区分の変更であります。

なお、9ページから12ページは給与費明細書でございますので、御参照願います。

次に、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、下水道の5ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料175万3,000円の減額補正は、決算見込みによるもので、3款1項とも繰入金1目一般会計繰入金276万9,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

5款1項とも市債1目下水道事業債につきましては、第2表地方債補正のところで御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費25万8,000円の増額補正は、電算システム改修に伴う国保一般経費の増額で、2目広域連合負担金102万円の減額補正は、空知中部広域連合負担金の減に伴う広域連合経費の減額であります。

4款1項1目とも予備費72万9,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整で、5款1項とも基金積立金1目財政調整基金積立金3,050万7,000円の増額補正は、国民健康保険事業財政調整基金への積立金であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、国保の3ページをお開き願います。

1款1項とも国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税420万円の減額補正は、基準総所得の減に伴う所得割額の減によるものであります。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金923万1,000円の減額補正は、繰り入れ対象経費の減によるもので、2目国民健康保険事業財政調整基金繰入金991万9,000円の減額補正は、決算見込みを勘案し、繰り入れを取りやめるものであります。

3款1項1目とも繰越金339万9,000円の増額補正は、平成30年度繰越金の残額を増額補正するものであります。

4款諸収入2項1目とも雑入5,042万5,000円の増額補正は、特別調整交付金の増及び平成30年度空知中部広域連合負担金の精算に伴う返還金の増などによるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金29万円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う広域連合経費の減額であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、後期高齢の3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金32万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるもので、一般会計へ繰り戻すものであります。

5款1項1目とも繰越金3万1,000円の増額補正は、平成30年度決算に伴う繰越金であります。

以上で、議案第8号から議案第11号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして説明を終わりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） ー登壇ー

議案第12号令和元年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第2号中、年間患者数の既決予定量3万2,136人から5,184人減して2万6,952人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から2,196人減して1万6,836人に、外来患者の既決予定量から2,988人減して1万116人に改めるものであります。内訳につきましては、内科外来1万80人、小児科外来36人です。

第3号中、1日平均患者数の既決予定量106人から18人減して88人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から6人減して46人に、外来患者の既決予定量から12人減して42人に改めるもので、患者数は12月末までの実績を勘案して調整するものであります。

第4号、主な建設改良事業中、医療機器購入の既決予定量499万2,000円から35万5,000円を減額して463万7,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額6億2,580万1,000円に2,055万5,000円を減額して6億524万6,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額から3,024万8,000円を減額して3億7,720万5,000円に、第2項医療業外収益の既決予定額に969万3,000円を増額して2億2,804万1,000円に改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億4,900万8,000円から2,030万8,000円を減額して6億2,870万円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から2,020万8,000円を減額して6億1,706万9,000円に、第2項医療業外費用の既決予定額から10万円を減額して1,143万1,000円に改めるものであります。

次ページをお開き願います。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,344万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

収入では、第1款資本的収入の既決予定額2,152万2,000円から50万円を減額して2,102万2,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項企業債の既決予定額から50万円を減額して430万円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額3,482万1,000円から35万5,000円を減額して3,446万6,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額から35万5,000円を減額して463万7,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第6条に定めた企業債の限度額を補正するもので、表中の起債の目的、医療機器整備事業、補正前限度額480万円から50万円を減額して430万円に改めるものであります。

第6条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額3億6,265万2,000円から1,907万円を減額して3億4,358万2,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を「2億831万7,000円」に1,022万円を増額して「2億1,853万7,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページをごらんください。

支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の1,907万円の減額内訳は、(給料)1節医師給97万4,000円の増、これは医師昇格に伴う増であります。3節医療技術員給169万8,000円の減、これは臨床検査技師休職に伴い、給料が不支給になったことによる減であります。4節事務員給28万9,000円の増、これは人事異動に伴う増であります。

次に、(手当)5節医師手当77万1,000円の増、これは先ほど医師給で御説明いたしました医師昇格に伴う増であります。6節看護師手当181万1,000円の減は、退職による期末勤勉手当の翌年度引当金の減、病気休暇による勤勉手当の減のほか、決算見込みによる減であります。

2ページをお開きください。

7節医療技術員手当77万6,000円の減と、8節事務員手当の3万2,000円の減、これは先ほど医療技術員給、事務員給で御説明いたしました臨床検査技師休職と人事異動に伴うものであります。9節賃金932万4,000円の減は、初めに看護師賃金では、病欠の代替看護師を採用するも、4時間パートでの採用となり、差額分を減するものであります。医療技術員賃金では、臨床検査技師の休職により検査技師を募集するも、年度途中からの採用となり、差額分を減とするものであります。労務員賃金では、看護助手欠員分を募集するも、応募者がなかったことから減するものであります。11節法定福利費746万3,000円の減は、決算見込みにより減するものであります。

次に、3目経費113万8,000円減の内訳は、2節報償費38万7,000円の減は、嘱託看護師が年度途中で採用となったことによる報償金の減であります。12節賃借料75万1,000円の減は、在宅酸素濃縮機借上料で、当初2名分の予定でしたが、1名分の見込みにより減するものであります。

次に、2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費2節一時借入金利息の10万円の減は、一時借入金がなかったことによる減であります。

次に、収入の御説明をいたしますので、1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1節内科入院収益で2,537万3,000円の減は、診療単価は増となったものの、入院患者数が減となったことによるものであります。

次に、2目外来収益1節内科外来収益で510万3,000円の減は、診療単価は増となるも、外来患者数が減となったことによるものであります。

次に、3目2節ともその他医業収益で22万8,000円の増は、施設往診料の増によるものであります。

次に、2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の1,022万円の増は、主に不採算地区病院の運営に要する経費として稼働病床1ベッド当たりの病床単価の改正による増で、増額分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、4目1節ともその他医業外収益の52万7,000円の減は、職員宿舍使用料、売店使用料の減によるものであります。

次に、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、3ページをお開きください。

支出から御説明いたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目資産購入費 1 節器械備品購入費の 3 5 万 5, 0 0 0 円の減は、医療器械購入の入札減であります。

次に、収入の 1 款資本的収入 1 項 1 目 1 節とも企業債の 5 0 万円の減は、企業債対象事業費の入札減によるものであります。

次に、4 ページから 1 1 ページまでの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、1 3 ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から 5 段目、ロの当年度純損失は、既決予定額より 1 0 万 1, 0 0 0 円減少した 2, 7 8 0 万 6, 0 0 0 円となり、年度末の累積欠損金は 8 億 3, 7 0 8 万 4, 0 0 0 円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第 8 号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第 5 号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） 1 点です。2 5 ページ、民生費、社会福祉費の総務費、プレミアム商品券の件なのですが、これは国からの 3 1 年度の消費税増税にあわせての支援対策ということで多分行われた補助事業だと思うのですが、これ、何人分予定していて、これだけの減額があったのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 予算といたしましては 1, 0 0 0 名分を計上しておりました。その内訳といたしましては、非課税者対象者が 9 7 1 人、それから、この商品券につきましては子育て世代の 3 歳未満も対象となっておりますので、こちらが 3 1 名、合わせまして 1, 0 0 2 名が対象者という形でありまして、予算のほうは 1, 0 0 0 名で計上をしたというところでございます。実際、非課税の 9 7 1 人中、申請は 2 9 0 人、購入をされた方の交付率といたしましては 2 9. 8 7 %、子育て世代の 3 1 人につきましては全員が交付をしておまして、交付率は 1 0 0 %、合わせまして合計での対象者が 1, 0 0 2 名中 3 2 1 名となり、合算した交付率は 3 2. 0 4 %という結果になったものでありまして、補正の減額等を行ったものでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7 番（女鹿聡君） 約 1, 0 0 0 名に対して 3 2 0 名ということで、3 2 %ぐらいということなのですが、市で毎年商工会議所の部分でやっている部分はかなりの多くの人に来てくれて、盛況に終わっているのですが、今回の分の国がやった分は、大きなお金を持って行って、それに関して何ぼかの商品券に変えますよというやり方だったと思うのですよね。やっぱり生活支援だとか、いろいろ生活困窮の人たちに 2 万円だとか 1 万 5, 0 0 0 円だとか、そういう金額のお金を 1 回持って行って、それで変えてということは、今回のことに関しては、多分、困難だったのではないかなと。そのことで、1, 0 0 0 名の中の 3 0 0 人ぐらいということになったのかなと思うのですが、その辺としては行政としてどういうふうを受けとめているか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今、女鹿議員から御指摘の部分については、私も同じように

思っております。というのは、やはり一旦2万円を用意して、分割購入もできますよということで緩和はしておりますけれども、実際、分割購入された方は3名程度しかおりません。やはり一時的に2万円を用意するというのが大変だという部分、それから、もう一つ言われているのが、一旦おさめて、また交付券の引き換えをもって券をいただくという事務手続上の面倒さの部分についても、我々、事務をしている中で言われた御意見というふうに思っております。

またもう一つは、当市の場合につきましては、同時期に商工会議所で行うプレミアム商品券も同時的に行っておりましたので、そちらのほうを購入されたので、当課で行いました国からの施策のこの券につきましては購入をしないというような動きもあったように思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第9号令和元年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第10号令和元年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第11号令和元年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第12号令和元年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かお聞きしたいことがあります。今回、令和2年度の新年度予算をちょっと見ていて、ふと思って、今回の補正予算、照らし合わせて見ていて、ちょっとわからないところが出てきたので、ちょっとその辺の答弁をいただきたいと思います。

一つ目は、今回、2年の3月31日付で、予定貸借対照表の中の引当額、この額が平成30年度決算時の貸借対照表の引当額と一緒に1,529万円となっているのですが、これ、増減はなかったのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

二つ目なのですが、今回の補正の第2号もそうなのですが、昨年行われた補正の第1号、令和元年度の予算においても、病院事業会計の予算実施計画説明書の収益的収入及び支出の欄には、給与関係の引当額繰入額の計上がないのですが、それはどういうふうな形で今回令和2年の3月31日の予定貸借対照表の引当額に計上してくるのかということをお聞きしたいです。

三つ目なのですが、もしこれ、経常的にちょっと間違っていた、誤りがあった場合というのは、令和元年度の年度予算の純損失予定額2,780万6,000円、これがちょっと数字が変わるのではないかなと思うのですが、その辺、合っているのかどうなのか、聞いておきたいです。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 引き当ての増減ということでありまして、これにつき

ましては、期末勤勉手当の翌年度引当金の部分で、6月に支払われる期末勤勉手当につきましては、12月から5月を支給対象期間としております。12月から3月までの4カ月につきましては、年度中に発生しておりますので、翌年度6月に支払われる期末勤勉手当のうち、6分の4は翌年度に引き当てられることとなりますので、今回、先ほども説明しましたが、年度末に2名の退職者が発生するということから、その退職者手当分の引当金を今回減額するというものであります。

それと、次に、今までの処理の方法なのですが、本来は賞与引当金という項目を予算書のほうに設けて、翌年度の繰り越すというようなことをしなければ本来はなりませんでした。これまでは年度末に流動負債の賞与引当金に振りかえて処理をしておりました。このことから、令和2年度から本来の処理方法に変更して、賞与引当金繰入額の項目を予算書に設けて処理をしていきたいと考えております。

それから、貸借対照表の純損失については、これについては、金額については変わりはありません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最初の質疑なのですが、ということは今までというか、前に予算計上して行ってきたということなのかな。それでやりましたということだと思うのですが、今回、さっき事務長が言ったように、補正が出てきていて、その補正が出てきていることによって、減額の補正が出てきているので、それで30年度の決算の金額と今回のこの金額、1,529万円、これが本当にあっているのかどうなのかというのは、もう1回答弁いただきたいと思います。

あと、さっき一番最初に言っていたのですが、キャッシュフロー、今までなくて、今回やりましたということなのですが、本来なら公営企業会計の方法では、極力正確に予算計上しなさいということになっているのですが、これは予算計上しておかないとだめだったものではないのかなと思うのですが、それによって、今後、繰越欠損金の残高というのちょっと変わってくるのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） これは先ほども言いましたが、本来であれば退職者がいなければ引当金を翌年度に繰り越して繰り越しという形になっているのですが、今回はたまたま退職者がいたということで、その分を減額しております。（発言する者あり）

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 済みません、大変失礼しました。繰越欠損金については、これは変わりはありません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうしたら、一番最初の質疑、1,529万円、これはさっきの答弁では減りましたねということをやっていたのですが、これ、減額の金額を令和2年の3月31日の分で、減額した金額を本当は書かないとだめだったのかどうか、その辺、ちょっともう1回聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） これについては、3月末で退職者分は減額はするのですが、ただ、前年の平成30年度分ですか、またこちらのほうに引き当てられるということで、この分はそういう順繰り順繰りくるものですから、変わりは出てこないということです。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時17分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第13号から議案第17号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第19 議案第13号より日程第23 議案第17号まで一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第13号から議案第17号まで、提案いたしました令和2年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして、会計別にその概要を御説明いたします。

1、予算の総額は、一般会計40億7,600万円、市営公共下水道特別会計2億2,100万円、国民健康保険特別会計9,100万円、後期高齢者医療特別会計8,600万円、合計44億7,400万円。病院事業会計6億7,900万円。総計51億5,300万円であります。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ1,300万円、0.3%の減であります。また、病院事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ954万5,000円、0.2%の減であります。

2、一般会計につきまして御説明いたします。

本年度は、総合計画後期基本計画、第2期総合戦略のスタートの年であり、今後のまちづくりの決意を示す節目の年となります。

時代の変化にあわせ、市民ニーズや課題を的確にとらえ、真に必要なサービスの実現に向け、効果や成果を重視した事業の選択と集中を徹底し、本市がより魅力的なまちとなるため、よりよい教育環境の整備、未来をつくる強靱なまちづくり及び子育て世代へのサポート、超高齢化社会への挑戦、コンパクトシティによる快適な住環境の整備、人が、企業が集うまちづくりを基本としながら、歌志内の将来を見据えて、重点プロジェクトの着実な推進を主眼に、安心と人づくりに重点配分した予算編成といたしました。

施策の主なものにつきまして御説明いたします。

よりよい教育環境の整備、人づくりにつきましては、義務教育を一貫して行う義務教育学校の設置に向けた施設の整備や、小中学校校務用パソコンの更新を行うとともに、新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校教師用指導書の整備を行い、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、教育環境の充実を図ってまいります。

次に、「未来をつくる強靱なまちづくり」、「安心」につきましては、消防団、消防本部機能を充実し、各種災害における機能強化を進めるため、消防団資機材の充実を図るとともに、ハザードマップ、北海道総合行政情報ネットワーク機器の更新を行い、市民が安全で安心して生活できる強靱なまちづくりを推進してまいります。

次に、「子育て世代へのサポート、超高齢化社会への挑戦」、「安心」につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減と発症予防、重症化予防を図るため、インフルエンザ予防接種全額助成の対象を18歳以下及び妊婦、高齢者まで拡充するとともに、前立腺がんなど、がん検診の検診項目の拡充や健康診査の完全無料化を行い、市民の健康寿命のさらなる延伸を図ってまいります。

次に「コンパクトシティによる快適な住環境の整備」につきましては、コンパクトで機能的なまちづくりを進めるため、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行うとともに、昨年に引き続き、市営住宅のボイラー設備を更新するほか、屋上防水、外壁塗装を実施し、快適な住環境の整備に努めてまいります。

次に、「人が、企業が集うまちづくり」につきましては、産業の多様化に向け取り組んでいるワイン用ブドウ試験栽培事業が5年目を迎え、昨年、初収穫したブドウが試験醸造の過程を経て、初のワインとして完成いたします。6次産業化に向けて着実に事業を推進するため、引き続き苗木の新植を行い、栽培面積の拡張を進めてまいります。

また、市民の消費喚起による地域経済の活性化を目的に、プレミアム付商品券発行事業を継続することとし、人が、企業が集い、将来に向けてにぎわいとふれあいのあるまちづくりを目指します。

このほか、新たな事業としましては、広報広聴活動の充実を図るため、市ホームページの全面リニューアルを行い、子育て支援に関するページを新設するほか、広報「うたしない」を全面カラー印刷いたします。

また、投資的事業といたしましては、中村8号線の道路改良工事などを行います。

なお、予算総額は40億7,600万円で、前年度当初に比べ5,600万円、1.4%の増となりました。

以下、歳出につきましては、各会計予算資料10ページ、第4表、一般会計歳出予算款別性質別分析表により、また、歳入につきましては、款別にそれぞれ御説明いたします。

(1) 人件費は10億1,051万6,000円で、総額の24.8%を占め、前年度当初より4,270万4,000円の増であり、この主な要因は、職員手当等243万1,000円、会計年度任用職員制度移行に伴う委員等報酬5,678万9,000円の増などです。

主な内容は、議員報酬3,707万6,000円、委員等報酬1億191万円、市長等特別職給与3,295万8,000円、職員給6億823万7,000円、共済組合等納付金1億3,965万5,000円、退職手当組合納付金7,537万3,000円です。

(2) 物件費は5億9,589万3,000円で、総額の14.6%を占め、前年度当初より2,166万4,000円、3.5%の減であり、この主な要因は、義務教育学校設置に伴う施設備品購入費1,559万6,000円、電算システム運用経費933万8,000円の増と、

総合計画策定業務委託料666万6,000円、市議会議員選挙経費218万9,000円、北海道知事・道議会議員選挙経費225万5,000円、会計年度任用職員制度移行に伴う賃金5,821万5,000円の皆減などがあります。

主な内容は、需用費1億2,511万9,000円、役務費6,553万7,000円、委託料3億3,042万円です。

(3) 維持補修費は4,252万6,000円で、総額の1.0%を占め、前年度当初より359万2,000円、7.8%の減です。

この主な要因は、道路維持一般経費232万円、治山事業費53万3,000円の減などです。

(4) 扶助費は6億3,902万7,000円で、総額の15.7%を占めており、前年度当初より428万2,000円、0.7%の減です。

この主な要因は、生活保護事業340万6,000円、児童扶養手当358万9,000円の減などです。

主な内容は、障害者福祉サービス給付事業2億4,588万9,000円、医療福祉助成事業2,007万1,000円、老人福祉施設措置費6,673万2,000円、生活保護事業2億3,495万4,000円、児童手当2,015万円、児童扶養手当1,105万2,000円です。

(5) 補助費等は3億7,903万1,000円で、総額の9.3%を占め、前年度当初より5,452万1,000円、12.6%の減です。

この主な要因は、代替輸送関連事業1,054万4,000円、後期高齢者医療事業経費810万7,000円、中・北空知地域ごみ処理広域化事業2,548万6,000円の減などです。

補助費等の内訳は、負担金・寄附金2億6,557万円、補助・交付金9,575万円、その他(報償費等含む)1,771万1,000円です。

なお、明細につきましては、各会計予算資料12ページ、第5表、各会計負担金補助及び交付金調べに記載しております。

(6) 普通建設事業費は4億2,806万5,000円で、総額の10.5%を占め、前年度当初より1億3,813万3,000円、47.6%の増です。

この主な要因は、財産一般管理経費1,476万7,000円、庁舎改修事業1,501万3,000円の減と、義務教育学校整備事業2億1,209万1,000円の皆増などです。

補助事業は、2億8,528万4,000円で、主なものは、改良住宅屋上防水・外壁塗装5,599万円、改良住宅解体除去2,229万7,000円、市営住宅長寿命化計画策定330万円、義務教育学校整備事業2億1,209万1,000円、単独事業は1億4,278万1,000円で、主なものは、旧教職員住宅解体除去519万2,000円、中村8号線道路改修舗装630万円、改良住宅ボイラー取りかえ1,138万5,000円、市営住宅ボイラー取りかえ1,630万2,000円です。

なお、明細につきましては、各会計予算資料、21ページ、第6表、各会計事業費調べに記載しております。

(7) 災害復旧事業費は37万5,000円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

(8) 公債費は4億5,816万9,000円で、総額の11.2%を占め、前年度当初より384万1,000円、0.8%の減です。

内訳は、一般債元利償還金4億5,816万8,000円、一時借入金利子1,000円であります。

(9) 積立金は1,012万8,000円で、前年度当初より368万6,000円、57.2%の増であります。

明細につきましては、各会計予算資料25ページ、第7表、積立金調べに記載しております。

(10) 投資及び出資金は539万9,000円で、前年度当初より3万2,000円、0.6%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料25ページ、第8表、投資及び出資金調べに記載しております。

(11) 貸付金は3,096万円で、前年度と同額であります。

明細につきましては、各会計予算資料26ページ、第9表、貸付金調べに記載しております。

(12) 繰出金は4億6,116万8,000円で、総額の11.3%を占め、前年度当初より4,175万6,000円、8.3%の減であり、この主な要因は、市営神威岳観光特別会計廃止に伴う繰出金800万円の皆減、市営公共下水道特別会計繰出金3,192万2,000円の減などによるものです。

明細につきましては、各会計予算資料26ページ、第10表、繰出金調べに記載しております。

(13) 予備費は1,474万3,000円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わりました。次に、歳入につきまして、各会計予算資料1ページ、第1表、各会計歳入歳出予算款別前年度対比表により御説明いたします。

(1) 自主財源である市税は1億8,732万8,000円で、総額の4.6%を占め、前年度当初より394万4,000円、2.1%の減であります。

明細につきましては、各会計予算資料6ページ、第2表、市税予算前年度対比表に記載しておりますが、主な内訳として、市民税は1億163万2,000円で、前年度当初より241万8,000円、2.3%の減であります。

個人市民税は、課税所得の減少などに伴い、8,969万4,000円で、前年度当初より37万9,000円、0.4%の減であり、法人市民税は、各事業所の申告額減少などにより203万9,000円の減であります。

固定資産税は5,271万8,000円で、前年度当初より54万3,000円、1.0%の減であり、この主な要因は、償却資産の76万6,000円の減などです。

軽自動車税は816万7,000円で、前年度当初より61万7,000円、8.2%の増であり、この主な要因は、税制改正によるものであります。

市たばこ税は1,585万1,000円で、前年度当初より167万9,000円、9.62%の減あり、この主な要因は、申告本数の減少であります。

入湯税は686万円で、前年度当初より7万9,000円、1.2%の増であり、この主な要因は、日帰り入湯客数の増加であります。

(2) 地方譲与税は2,070万8,000円で、前年度当初より250万8,000円、13.8%の増であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(3) 利子割交付金は40万円で、前年度と同額であります。

(4) 配当割交付金は36万円で、前年度と同額であります。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は59万円で、前年度と同額であります。

(6) 法人事業税交付金は140万円で、皆増となっており、この主な要因は、税制改正によるものであります。

(7) 地方消費税交付金は6,974万円で、前年度当初より634万円、10.0%の増となっております。

(8) 環境性能割交付金は80万円で、前年度当初より50万円、38.5%の減となっており、この主な要因は、税制改正によるものであります。

(9) 地方特例交付金は12万円で、前年度と同額であります。

(10) 地方交付税は23億9,000万円で、総額の58.6%を占め、前年度当初より1,000万円、0.4%の増となっております。

内訳は、普通交付税が17億6,000万円で、前年度当初より1,000万円、0.6%の増、特別交付税は6億3,000万円で、前年度と同額であり、地方財政計画や交付実績等を勘案して計上しております。

(11) 交通安全対策特別交付金は1,000円で、科目設置のため計上しております。

(12) 分担金及び負担金は5,366万4,000円で、前年度当初より2,004万円、59.6%の増であり、この主な要因は、赤平市からの一般廃棄物受け入れに伴う処理負担金2,226万円の皆増などであります。

(13) 使用料及び手数料は1億9,653万8,000円で、総額の4.8%を占め、前年度当初より1,095万8,000円、5.3%の減であり、この主な要因は、人口減少に伴う住宅使用料845万8,000円の減などであります。

主なものは、誘致企業向け住宅使用料216万円、住宅使用料1億7,618万7,000円、駐車場使用料313万5,000円、戸籍・住民・証明等手数料266万8,000円、ごみ処理手数料970万5,000円、し尿等処理手数料112万円であります。

(14) 国庫支出金は4億5,857万5,000円で、総額の11.3%を占め、前年度当初より6,422万円、16.3%の増であります。

この主な要因は、学校施設環境改善交付金6,626万1,000円の皆増などであります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億2,344万円、生活保護費負担金1億7,606万5,000円、児童手当負担金1,383万2,000円、児童扶養手当負担金368万3,000円。

補助金の主なものは、住宅地区改良事業費交付金3,993万9,000円、市営住宅交付金148万5,000円、社会資本整備総合交付金660万円、学校施設環境改善交付金6,626万1,000円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金172万2,000円であります。

(15) 道支出金は1億3,877万円で、前年度当初より1,243万2,000円、8.2%の減であります。

この主な要因は、治山事業費補助金550万円、参議院議員選挙費委託金680万円、北海道知事・道議会議員選挙費委託金460万円の皆減などあります。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金6,171万9,000円、生活保護費負担金1,282万3,000円、保険基盤安定等負担金2,678万2,000円、児童手当負担金315万8,000円。

補助金の主なものは、身障者福祉費補助金589万1,000円、地域づくり総合交付金140万円。

委託金の主なものは、徴税费委託金395万1,000円、統計調査費委託金460万4,000円、駐車公園清掃業務委託金536万8,000円。

交付金の主なものは、権限移譲事務費交付金23万9,000円であります。

(16) 財産収入は1,298万7,000円で、前年度当初より109万3,000円、9.2%の増であり、この主な要因は、基金運用収入120万5,000円の皆増などです。

主なものは、土地貸付収入501万9,000円、建物貸付収入123万6,000円、基金運用収入120万5,000円です。

(17) 寄附金は500万2,000円で、前年度と同額です。

(18) 繰入金は1億6,184万5,000円で、前年度当初より649万8,000円、3.9%の減で、この主な要因は、公共施設等整備基金繰入金2,000万円の増、財政調整基金3,000万円の減などです。

内訳は、財政調整基金繰入金4,000万円、歌志内ふるさと応援基金繰入金500万円、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金4,488万9,000円、敷金基金繰入金195万6,000円、公共施設等整備基金繰入金7,000万円です。

(19) 繰越金は3,000万円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(20) 諸収入は2億217万2,000円で、総額の5.0%を占め、前年度当初より40万9,000円、0.2%の減であり、この主な要因は、通所介護費収入216万8,000円の増、学校給食費保護者納入金79万7,000円の減、特定施設委託料収入649万円の皆減などです。

主なものは、貸付金元利収入3,052万3,000円、うち、中小企業振興保証融資貸付金元金収入3,000万円、介護サービス収入3,621万5,000円、地域支援事業収入7,176万4,000円、雑入6,080万4,000円、うち、学校給食費保護者納入金757万5,000円、中空知広域水道企業団負担金738万2,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金3,667万7,000円です。

(21) 市債は1億4,500万円で、総額の3.6%を占め、前年度当初より1,900万円、11.6%の減であり、この主な要因は、義務教育学校整備事業債7,200万円の皆増と、過疎地域自立促進特別対策事業債1,960万円の減、庁舎整備事業債1,260万円、高速メタン発酵処理施設長寿命化事業債3,280万円の皆減などです。

市債区分は、総務債、過疎地域自立促進特別事業債2,800万円、教育債、義務教育学校整備事業債7,200万円、臨時財政対策債、臨時財政対策債4,500万円です。

3、次に、市営公共事業特別会計につきまして説明いたします。

この会計の予算総額は2億2,100万円で、前年度当初に比べ4,900万円、18.1%の減であり、この主な要因は、普通建設事業費の減です。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は950万7,000円、物件費は8万2,000円、補助費等は3,587万6,000円です。

普通建設事業費は1,147万6,000円で、調査設計委託料542万4,000円、その他公共下水道事業単独分186万9,000円、石狩川流域下水道中部処理区建設事業負担金として418万3,000円を計上しております。

公債費は1億6,377万9,000円で、総額の74.1%を占めており、予備費は28万円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

使用料及び手数料は、下水道使用料6,794万4,000円で、総額の30.7%を占め、前年度当初より317万8,000円、4.5%の減であり、国庫支出金は社会資本整備総合交付金200万円であります。

繰入金は、一般会計繰入金1億4,785万4,000円で、総額の66.9%を占め、前年度当初より3,192万2,000円、17.8%の減であり、諸収入は2,000円を計上しております。

市債は320万円で、総額の1.5%を占め、前年度当初より10万円、3.2%の増であります。

内訳は、流域下水道事業債320万円であります。

4、次に、国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は9,100万円で、前年度当初に比べ1,200万円、11.7%の減であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は941万7,000円、物件費は296万5,000円であります。補助費等は7,810万3,000円で、総額の85.8%を占めており、この主な内容は、医療費、後期高齢者支援金等の空知中部広域連合負担金であります。このほか、公債費1,000円、積立金1,000円、予備費51万3,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

国民健康保険税は3,291万5,000円で、総額の36.2%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に当てるための医療給付費分2,468万6,000円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分671万4,000円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分151万5,000円であります。

繰入金は4,991万5,000円で、総額の54.8%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等であります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は816万9,000円で、前年度当初より816万7,000円の増で、特別調整交付金等の増によるものであります。

5、次に、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は8,600万円で、前年度と同額であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は871万円、物件費は61万円であります。補助費等は7,627万円で、総額の88.7%を占めており、この主な内容は、保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。このほか、公債費1,000円、予備費40万9,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた被保険者から徴収する後期高齢者医療保険料は5,157万6,000円で、総額の60.0%を占めております。

繰入金3,401万7,000円で、総額の39.5%を占めており、この内訳は、保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分等であります。

諸収入は40万7,000円を計上しております。

6、次に、病院事業会計につきまして御説明いたします。

初めに、予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は2万8,479人で、内訳は、入院患者数が1万7,520人、外来患者数が1万959人であります。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6億1,291万4,000円、支出予定額は6億4,168万4,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では医業収益3億9,453万2,000円、医業外収益2億1,838万2,000円を計上いたしました。

一方、支出では、医業費用6億3,032万4,000円、医業外費用1,116万円、特別損失10万円、予備費10万円を計上しております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は1,908万6,000円で、この内訳は、出資金1,731万6,000円、他会計繰入金177万円であります。

支出予定額は3,731万6,000円で、この内訳は、建設改良費353万9,000円、企業債償還金3,377万7,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,823万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は9億5,601万2,000円であり、負債は4億4,451万円、資本は5億1,150万2,000円で、負債資本の合計は9億5,601万2,000円であります。

予定キャッシュフロー計算書につきましては、業務活動では46万1,000円の減額、投資活動では144万7,000円の減額、財務活動では1,646万1,000円の減額となり、資金増加額は総額で1,836万9,000円の減額となる予定であります。資金期首残高は5億468万円と見込んでおりますので、資金期末残高は4億8,631万1,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算から3,391万円の純損失が予定され、令和元年度末における累積欠損金が8億3,708万4,000円見込まれますので、令和2年度末における累積欠損金は8億7,099万4,000円になる予定であり、本年度も一層厳しい病院事業の経営となります。

以上、令和2年度における各会計の歳入歳出の概要を申し上げましたが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第13号より議案第17号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号より議案第17号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号より議案第17号までは、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

### 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時58分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      下    山    則    義

署名議員      女    鹿            聡